

身体拘束等の適正化のための指針(訪問介護)

株式会社カインドケア
代表取締役 船田聖子

当事業所における身体拘束等適正化のための指針を、次の通り定める

1. 身体拘束適正化に関する考え方

(1) 基本的な考え方

身体拘束とは、利用者の意思にかかわらず、その人の身体的・物理的な自由を奪い、行動を抑制または停止させる状況であり、利用者の能力や権利を奪うことにつながりかねない行為である。当事業所では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束等をしない支援の実施に努める。

(2) 身体拘束及びその他の行動を制限する行為の原則禁止

当事業所においては、原則として身体拘束及びその他の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を禁止とする。

(3) 身体拘束等を行う基準について

やむを得ず身体拘束等を行う場合には、以下の3要件を全て満たす必要があり、その場合であっても、身体拘束等を行う判断は組織的かつ慎重に行う。

①切迫性

ご利用者本人又は他のご利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

②非代替性

身体拘束等を行う以外に代替する方法がないこと。

③一時性

身体拘束等が一時的であること。

以上の3要件を満たし、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際のご利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

※ただし、肢体不自由、特に体幹機能障害がある利用者が、残存機能を活かせるよう、安定した着座位姿勢を保持するための工夫の結果として、ベルト類を装着して身体を固定する行為は「やむを得ない身体拘束等」ではなく、その行為を行わないことがかえって虐待に該当するため、留意が必要である。

(4) 日常的支援における留意事項

身体拘束等を行う必要性を生じさせない為に、日常的に以下のことに取組む。

- ① 利用者主体の行動・尊厳ある生活に努める。
- ② 言葉や応対等で利用者の精神的な自由を妨げないように努める。
- ③ 利用者の思いを汲み取る、利用者の意向に沿った支援を提供し、個々に応じた丁寧な対応をする。
- ④ 利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行動は行わない。
- ⑤ 万一やむを得ず安全確保を優先する場合でも、担当の居宅支援専門員・地域包括支援センター・障害者計画相談・障害者支援課(区)等に相談し、その上で身体拘束等適正化委員会において検討する。
- ⑥ 「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者に主体的な生活をしていただけるよう努める。

(5) 情報開示

本指針は事業所内に閲覧可能な状態で据え置きし、利用者等からの閲覧の求めには速やかに応ずる。

2. 身体拘束等適正化を図る体制

(1) 身体拘束等適正化委員会の設置

当事業所では、虐待防止委員会と身体拘束適正化委員会を一元化し、虐待防止委員会として設置する。

(2) 委員会の設置目的

- ① 事業所内での身体拘束等廃止に向けての現状把握及び改善についての検討
- ② 身体拘束等を実現せざるを得ない場合の検討及び手続き
- ③ 身体拘束等を実施した場合の解除の検討
- ④ 身体拘束等廃止に関する職員全体への指導

(3) 委員会の構成員

委員会の構成員は虐待防止委員会に準ずる9名とし、身体拘束適正化委員の委員長、副委員長も虐待防止委員会と同様に兼任する。

副委員長は委員長の業務を補佐し、委員長不在など緊急時には委員等の代役を務める。委員会の議事録を作成する書記を1名選出する。なお、急な事態（数時間以内に身体拘束等を要する場合は、委員会が開催できないことが想定されるため、その場合は各スタッフの意見を盛り込み委員長を中心に検討する。

3. やむを得ず身体拘束等を行う場合の対応

本人又は他利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束等を行わなければならない場合は、以下の手順をふまえて行うこととする。

(1) 利用前

- ① 事前の情報で緊急やむを得ず身体拘束等を必要とする場合は、担当の居宅支援専門員・地域包括支援センター・障害者計画相談・障害者支援課（区）等と協議し、その上で身体拘束等適正化委員会において協議する。
- ② 協議の上で身体拘束等を行うことを選択した場合は、拘束の方法、場所、時間帯、期間等について検討し、居宅介護計画書・訪問介護計画書・個別支援計画等に記載し、居宅支援専門員・サービス提供責任者が利用者及び家族に対し説明書（様式1）を作成し、以て同意を得る。

(2) 利用時

- ① 利用中の経過から緊急やむを得ず身体拘束等を必要とする場合においても担当の居宅支援専門員・地域包括支援センター・障害者計画相談・障害者支援課（区）・身体拘束等適正化委員会において協議する。
- ② 実施件数の確認と身体拘束等をやむを得ず実施している場合（解除も含む）については協議検討し、議事録に残す。

(3) 身体拘束等の継続と解除

- ① 身体拘束等を行っている間は日々経過観察を行い、「緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・検討記録」（様式2）を用いて、身体拘束発生時にその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。
- ② 身体拘束等の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を担当者会議等で協議し、継続か廃止かの検討を行う。
- ③ 身体拘束等解除の場合は即日、居宅支援専門員またはサービス提供責任者より家族に身体拘束等解除について説明し同意を得る。

(4) 緊急時

- ① 緊急やむを得ず身体拘束等を行うときは、職員同士で協議し緊急やむを得ない理由をケース記録に記録する。その後の事は身体拘束等適正化委員会において居宅支援専門員・包括支援センター・障害者計画相談等に相談し協議する。
- ② 家族への説明は翌日までに居宅支援専門員・包括支援センター・障害者計画相談・サービス提供責任者等がおこない、同意を得る。

4. 身体拘束等に向けた各職種の役割

身体拘束等の廃止のために、各職種の専門性に基づくアプローチから、多職種協働を基本とし、それぞれの果たすべき役割に責任を持って対応する。

(事業者・委員長)

身体拘束廃止・適正化の検討に係る全体責任者

(委員長・副委員長)

- ① 身体拘束等適正化委員会の統括管理
- ② 支援現場における諸課題の統括管理
- ③ 身体拘束等廃止に向けた職員教育

(サービス提供責任者)

- ① 家族、居宅支援・相談支援専門員との連絡調整
- ② 利用者本人の意向に沿った支援の確立
- ③ 施設のハード・ソフト面の改善
- ④ 記録の整備（ケース記録・計画書）

(常勤・登録ヘルパー)

- ① 拘束がもたらす弊害を正確に認識する。
- ② 利用者の尊厳を理解する。
- ③ 利用者の疾病、障害等による行動特性の理解
- ④ 利用者個々の心身の状況を把握し基本的ケアに努める
- ⑤ 利用者とのコミュニケーションを充分にとる
- ⑥ 記録は正確かつ丁寧に記録する

5. 身体拘束等廃止・適正化のための職員教育、研修

支援に関わる全ての職員に対して、身体拘束等廃止と人権を尊重したケアの励行を図り、職員研修を行う。

- ① 年間研修計画に基づく定期的な教育・研修（年1回以上開催）の実施。
- ② 新任者採用時は、新任者のための身体拘束等廃止・適正化研修を実施。
- ③ その他必要な教育・研修の実施。
- ④ 上記教育・研修の実施内容については記録を残す。

なお、身体拘束等適正化のための研修は虐待防止研修と一体化して行うことができる。